

交通安全情報

令和 7 年 5 月 30 日
第 11 号
静岡県警察本部 交通企画課

 運転者のみなさんへ 



気付いた時はもう遅い!

飲酒運転は犯罪だ! 飲んだら乗るな! 乗るなら飲むな!

飲酒運転による重大事故が発生しています。飲酒運転をして事故を起こせば、被害者だけでなく、運転者が受ける

「多額の賠償金、解雇など社会的地位の喪失、家庭崩壊 等」

の影響によって、大切な家族も不幸にしてしまいます。

厳しい罰則	酒酔い運転	酒気帯び運転
刑事罰	5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金
運転免許行政処分	取消処分 (欠格期間3年)	取消処分(欠格期間2年) 又は停止処分

※ 過去に取消処分を受けていると、欠格期間が2年加重されることがあります。



二日酔い運転
にも注意しましょう

「夜遅くまで飲んでしまったけど、ひと眠りしたから大丈夫。」
そんな軽い気持ちで、翌日、車を運転していませんか?
アルコールが抜ける(分解される)には時間がかかります。



ビール	チューハイ	焼酎	日本酒	ワイン	ウイスキー
 500m l 中ジョッキ1杯	 350m l 350m l 缶1本	 100m l コップ半分 (水割り5:5では1杯)	 180m l 1合	 200m l 小ワイングラス2杯	 60m l ダブル1杯

※ 上段の数量は酒の数量、下段は飲酒量の目安を示します。
※ 純アルコールで換算すると20mLとなります。

この量のアルコールが抜ける(分解される)には、個人差もありますが4時間以上かかります!

 自転車は車の仲間

自転車のながらスマホ・酒気帯び

罰則強化

「酒気帯び運転及び幫助」新たに罰則が整備! 「自転車運転者講習制度」の対象です

「自転車の酒気帯び運転」のほか、「酒類の提供や同乗・自転車の提供」に対して、新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

交通安全情報

令和 7 年 6 月 3 日
第 12 号
静岡県警察本部 交通企画課



幼児が大けがを負う 交通事故発生!!!

沼津警察署管内

発生日時 令和7年5月27日（火）午後5時20分頃
発生場所 沼津市大岡地先 市道
発生状況 普通乗用車と幼児が衝突、2歳男児が大けが



生活道路やスクールゾーンなどは、子どもと出会う機会が多い場所です。

運転する際は、スピードを抑え、周囲をよく確認しましょう。

交通事故は他人事ではありません あなたの身近で重大事故が発生しています

ドライバーのみなさん

- ・ 常に運転に集中し、スピードを落として走行しましょう。
- ・ 横断歩道付近では、歩行者や自転車に注意して走行しましょう。



歩行者のみなさん

- ・ 道路を横断する際は、手を上げるなどしてドライバーに意思表示しましょう。
- ・ 安全確認をしてから横断しましょう。特に左から接近する車両に注意しましょう。



保護者のみなさん

- ・ 車道・駐車場など危険な場所での外遊びは禁止しましょう。
- ・ 家庭に交通安全の話題だして「車に気をつけて」と声をかけましょう。
- ・ 車が多いところでは、手をつなぐなど子どもを保護しましょう。



交通事故発生！そのときあなたは？

突発的なアクシデントに混乱すると思いますが、まずは落ち着いて行動することが大切です。

事故を起こした場合は、直ちに負傷者の救護！



絶対に現場から離れず、その場で110番・119番！



道路における危険防止措置！



警察官に事故の状況を報告！

